



あいサポート運動

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

障がいのある方が困っていることなどを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。そして、これまでの取組を更に発展させるため、平成29年9月1日から施行された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）では、「あいサポート運動」を県民全体で取り組むべき運動と位置づけました。

あいサポーターとは

多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でもなることができます。



「あいサポート企業・団体」とは

「あいサポート運動」推進のため、職員を対象とした「あいサポーター研修」に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定しています。

職員を対象にした「あいサポーター研修」を行うと共に、次のような取組をしていただくことで「あいサポート企業・団体」になることができます。

- 「あいサポートバッジ」の着用を職員に推奨
- 「あいサポート運動」の取組を自社広報物、ホームページに掲載

あいサポーター研修内容

- ・あいサポート運動について
運動の目的や趣旨を説明（15分）
- ・障がいについて理解しましょう
DVDの視聴（50分）
- ・手話ミニ講座
簡単な手話（10分）

全国に広がる あいサポートの輪

中国地方全県と3県4市5町で実施中！
今後も連携自治体は拡大予定！



島根県(H23.3.14)



広島県(H23.12.11)



長野県(H25.7.1)



奈良県(H25.8.6)



埼玉県富士見市及び
三芳町(H26.10.16)



山口県(H27.8.9)



埼玉県秩父市及び
周辺4町(H27.11.6)



岡山県(H28.1.19)



和歌山県(H28.8.31)



北海道登別市
(H28.11.27)



大阪府大阪市
(H29.11.10)



あいサポーター研修申込書

研 修 会 の 名 称	(他の研修等のプログラムの1つとして行う場合はその研修会の名称)	
あいサポーター研修の時間数	分程度	
研 修 の 主 催 者		
研 修 の 日 時		
研 修 の 場 所		
研 修 の 対 象 者		
人 数	人程度	
連 絡 先	担 当 者 :	
	電 話 番 号 :	
	ファックス番号 :	
	電 子 メ ー ル :	
研 修 を 行 う に あ た っ て	研修所要時間は、約75分程度です。 (時間数は、都合に合わせて変更できますので、御連絡ください。)	
	研修では、DVDを視聴していただきます。視聴機器の準備をお願いします。	
	報道機関へ研修会の情報を提供してよろしいですか？	可 ・ 否
	県ホームページへ開催の情報を掲載してよろしいですか？	可 ・ 否
備 考		

【研修申込先】

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

(電 話) 0857-59-6344

(ファクシミリ) 0857-59-6340

(電子メール) vc@tottori-wel.or.jp